

委員長 定刻になりましたので、始めます。

まず、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に5名の方から傍聴したい旨の申し出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これを許可いたしますので、ご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

開 会

委員長 ただいまから平成17年5月の定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を瀧田委員にお願いいたします。

議席の指定

委員長 初めに、議席の指定を行いたいと思います。

議席につきましてはいかがでしょうか。今のままでよろしゅうございますか。

よろしいですか。

それでは、今お決めいただいた席が議席となりますので、ご承知おきください。

次に、平成17年、先月の4月14日に行われました定例委員会会議において、關委員が委員長職務代理者に再任されました。

当日、關委員がご欠席されましたので、再任されました關委員に一言ごあいさつを、お願いいたします。

關委員 關でございます。

力及びませんが、委員長をなるべくサポートするような形で、仕事をしたいと思います。

どうぞ、よろしく願います。

委員長 ありがとうございました。

議案の提出

委員長 それでは、日程に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、報告議案 1 件、及び議案10件でございます。

報告第 1 号

委員長 初めに、報告第 1 号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

どうぞ、ご説明をください。

学務課長 「臨時代理による処分の報告について」、ご説明申し上げます。

松戸市立松飛台第二小学校長の後任人事について、教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により臨時代理による処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により報告するものであります。

臨時代理をした理由は、松戸市立松飛台第二小学校長の後任人事について、教育委員会議を開催する暇がなかったためであります。

それでは、松戸市立松飛台第二小学校長の後任人事について、報告いたします。

後任は、松戸市教育委員会生涯学習本部学校教育担当部保健体育課課長補佐、星野正信であります。

松飛台第二小学校長は、平成17年 3 月28日に体調を崩して市立病院に入院し、4 月 1 日から 1 か月間、療養休暇をとり、その間、教頭が校長職務代理者として学校運営に当たってまいりました。

しかし、病状の回復には長期間の加療、リハビリが必要であり、本人より 5 月 1 日から翌年 3 月31日までの休職願が提出されました。

そこで、年度始めからの校長不在により教頭が職務代理をするという緊急状態の中で、学校現場の不安や混乱を招かないため、他市教頭や県・市行政の経験を有し、実践力、識見ともに優秀な星野課長補佐を校長として着任させ、万全の体制で学校運営に当たらせることとし、県教委に内申いたしました。

5 月 1 日付で発令されました。

以上、ご報告申し上げます。

委員長 ただいま報告第 1 号として、説明のとおりでございます。

今回の人事変更について、ご本人は了解をしているわけですね。

学務課長 はい、医者の方から今後の見通し等について、本人の前で話がありまして、その医者の話を受けまして、私の方から、これから校長先生どうしましょうかというふうなお話をしましたら、ご本人から、ちょっと等分の間ゆっくり休んで、体調の回復に努めていきたいので、年度末までお休みをくださいというふうなことで。そうなった場合には後任の校長さんが入りますよということもお話して、了解を得てきました。

委員長 以上のような状況でございます。

何かご質疑ございませんか。

教育長 入院されてから職務代理者を立て、それから新任校長の辞令交付をするまでの間、児童や保護者に対する対応、状況を簡単に説明していただけますか。

学務課長 4月1日から、教頭を校長の職務代理者としまして、4月年度始めですので、入学式、始業式、保護者会等大きな行事がありましたので、そこでは、教育委員会の方から学務課を中心に支援していくということで、私の方が入学式の時には学校の方に出向いて、入学式の始まる前に、保護者の方に、校長の状況等について、ご説明申し上げました。また、全校保護者会のときにも、学務課の補佐が学校に行きまして保護者の方に説明申し上げました。また、校長先生が、年度が始まってからも病気でお休みしますという保護者宛の文書も、教育委員会と学校で協力して作りまして、始業式の日に全校の子供たちに配布しました。あと、4月いっぱい、校長不在ということで、教育委員会の方から、時間を見て、学校の方に出向いて、校長先生を補佐、支援していくという体制で1か月やってまいりました。

教育長 混乱はなかったですね。

学務課長 はい、入学式、保護者会等、保護者からも特段、質問とかも出ませんでした。また、ちょうど入学式、地域の有力者の方も来賓として、お見えになっていましたので、来賓の方々にも式の始まる前にご説明申し上げて、学校の方、万全の体制でいきますので、地域のご協力をお願いしますということで、快くご協力の方いただいたという、そういう次第であります。

委員長 ありがとうございます。こういうことを契機に、なお一層の先生方の健康管理、平素それには十分留意していただくようお願いしたいと思います。

学務課長 はい、わかりました。

委員長 以上、報告第1号について、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これを承認することに決定いたしました。

議案第24号

委員長 次に、議案第24号「指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

ご説明ください。

企画管理室長 それでは、議案第24号「指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、提案理由等につきまして、ご説明をさせていただきます。

これまでの、公の施設の管理運営に当たりましては、松戸市の職員が直接管理運営を行う直営方式、2点目には民間等に委託する業務委託方式、3点目には市の出資法人等に委託をする管理委託方式がございますけれども、市の出資する施設管理公社等への委託を見直し、民間等に受注の機会を増やし、事業の効率化や経済の活性化を図るようにするというのが、法改正の目的でございました。平成15年6月に地方自治法の一部が改正されまして、公の施設の管理運営につきましては、市が指定する指定管理者に管理を代行させることができる指定管理者制度が導入されたものでございます。指定管理者には、民間の事業者、NPO法人、ボランティア団体なども含めまして、広く対象とすることができるようになっております。このことに伴いまして、現在、管理委託方式を採用している公の施設につきましては、平成18年9月までに指定管理者制度に移行するか、あるいは業務委託方式、あるいは直営方式に戻すかの選択が求められております。松戸市では、この地方自治法の一部改正を受けまして、平成16年10月に、公の施設の指定管理者制度導入の基本方針を策定いたしまして、本市行財政改革計画の推進を図るため、まず1点目といたしまして、施設を設置目的に照らして運営の公平性・安全性を確保できるか、2点目といたしまして、市民満足度の向上を図れるか、3点目といたしまして、コスト削減などの効率化を図れるか等を十分検討した上、指定管理者制度を積極的に導入していくことの検討を進めてまいりました。

教育委員会所管施設におきましても、制度導入に向けて同様の検討を進め、各施設の管理方針案を定めてまいりました。具体的には、参考資料の3ページをごらんください。A3判の大きな用紙でございます。参考資料、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

関連施設といたしまして、大きくくりまして12施設ございます。この施設の中で、18年4月に指定管理者制度の導入を予定する施設は、文化会館、市民劇場、スポーツ施設、これは体育館等でございます。それから、青年館の4施設でございます。当該施設は現在、全

面的に管理委託方式により管理されておりまして、指定管理者制度を導入すべき施設と判断をいたしました。

また、18年4月に管理委託方式を廃止し、業務委託方式に変更する施設は、文化ホールから戸定歴史館までの6施設でございます。ちょうど、中段に書かれているものでございます。これらの施設を業務委託方式とする理由でございますけれども、文化ホールにつきましては、情報プラザや情報センター、あるいは社会福祉協議会と国際交流協会などが招致されております複合施設となっているために、これを業務委託とするものでございます。

また、スポーツ施設関連、教育関連でございますけれども、戸定歴史館までの施設につきましては、施設の設置目的や、あるいはその特殊性、あるいは地域の市民ニーズへの対応などによりまして、指定管理者制度への移行は好ましくないと判断いたしましたものでございます。

また、引き続き直営を継続する施設は、その1番下段にありますけれども、市民会館、博物館でございます。市民会館につきましては、老朽化が著しく、今後の施設のあり方や健全な管理体制はどうあるべきかなどを、もう少し検討すべきであるという理由から、また博物館につきましては特殊性をもった施設であることから、直営継続といたしましたものでございます。これらの施設の管理方式の見直しによりまして、このたびの関連条例等の改正が発生いたしましたものでございます。

また、このほかにも、今回の改正事項といたしましては、施設の使用料に関連いたしまして、消費税の外税方式を総額表示方式に改めたための改正がございます。

それでは、条例の改正内容について、ご説明をさせていただきます。

恐縮でございますけれども、議案資料、議案第24号の資料の2ページをごらんください。

第1条では、松戸市文化会館条例の一部改正でございます。文化会館は、現在、財団法人松戸市文化振興財団に管理委託をしておりますが、指定管理者制度を導入するとともに消費税について、現在外税方式になっている使用料に関する条文及び表を、消費税込価格の総額表示方式に変更するため、改正を行うものでございます。

今回の指定管理者制度の導入に伴いまして、条文化されている事項といたしましては、2ページから3ページにかけての条文でございますけれども、17条から21条まで、内容としましては、17条で指定管理者による管理、18条で指定管理者の候補者の選定、19条に指定管理者の指定、20条に指定管理者が行う管理の基準、21条に指定管理者が行う業務の範囲などが明文化されております。この、指定管理者制度を導入する4施設につきましては、各条例とも、同様の条文が追加されてございます。

4ページから6ページにかけましては、消費税の総額表示に伴う使用料の改正内容を載せてございます。

次に、7ページをごらんください。

第2条、松戸市スポーツ施設条例の一部改正についてでございます。現在、財団法人松戸市施設管理公社に管理委託をしております、柿ノ木台公園体育館、小金原体育館、常盤平体育館につきましては、指定管理者制度を導入するとともに、運動公園等のスポーツ施設につきましては、業務委託方式に変更するための改正を、また消費税について、総額表示方式に変更するための改正を行うものでございます。

次に、23ページをごらんください。

第3条、松戸市立図書館設置条例の一部改正についてでございます。現在、財団法人施設管理公社に一部管理委託をしておりますが、これを業務委託方式に変更するため、改正を行うものでございます。なお、4条を削りとございますのは、現行条例の第4条では、委託先を財団法人施設管理公社に委託することができると書き記しておりますが、今後は、市の出資法人への委託が特定してできなくなるため、その関係条文を削除するものでございます。

次に、第4条、松戸市民劇場条例の一部改正についてでございます。現在、市民劇場につきましては、財団法人松戸市文化振興財団に管理委託をしておりますけれども、指定管理者制度を導入するとともに、消費税について第1条の改正と同様に、外税方式から総額表示方式に変更するため、改正を行うものでございます。

次に、29ページをごらんください。

第5条、松戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。この公民館につきましては、現在、財団法人松戸市施設管理公社に管理委託の一部をしておりますけれども、これを業務委託方式に変更するとともに、消費税について第1条の改正と同様に、外税方式から総額表示方式に変更するため、改正を行うものでございます。

次に、第6条、松戸市青年館設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。現在、第4条の組織に管理委託をしておりますけれども、指定管理者制度を導入するため、これを改めるものでございます。

次に、30ページをごらんください。

第7条、松戸市文化ホール条例の一部改正についてでございます。文化ホールにつきましては、現在、財団法人松戸市施設管理公社に管理委託をしておりますが、業務委託方式に変更するとともに、消費税につきまして、第1条の改正と同様に、外税方式から総額表示方式

に変更するため、改正を行うものでございます。

次に、31ページをごらんください。

第8条、松戸市戸定歴史館条例の一部改正についてでございます。戸定歴史館につきましても同様に、財団法人松戸市施設管理公社に管理委託を一部しておりますけれども、これを業務委託方式に変更するため、改正を行うものでございます。

次に、第9条、松戸市青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。現在、同様に施設管理公社に管理委託を一部しておりますけれども、これを業務委託方式に変更するため、改正を行うものでございます。

次に、第10条、松戸市都市公園条例の一部改正についてでございます。市が管理する有料公園施設の管理及び運営に関する事項を、松戸市都市公園条例から松戸市スポーツ施設条例に移管するため、改正を行うものでございます。

以上、提案理由及び条例の改正内容の概要の説明を終わりにいたします。

以上でございます。

委員長 いかがでしょうか。

まず、指定管理者制度を導入する、目的とか意義とかありますが、その辺から質疑に入ったらいかがでしょうか。この会議で結論が出れば、議会の方へ提出するんですか。

企画管理室長 はい。6月議会に上程させていただきたいと考えております。

委員長 ただいまの説明で、大体アウトラインがわかりましたが、例えば、この制度を導入することによって問題点があるとすればどの辺か、わかりますか。

企画管理室長 個々の施設を、民間に責任を持って委託しているわけでございますので、その辺の取り組みの中で、信頼関係をどう図っていくかということは、一番の課題になるかと、そのように考えております。

委員長 その選択方法を、詳しく説明いただけますか。まず、委員会をつくってどうこうということがありますね。その辺から話をしていただけますか。

企画管理室長補佐 関係資料の7ページをちょっとお開きいただきたいと思います。7ページの右側の欄でございますが、上の方に、枠に、指定管理者制度とございますが、まず初めに企業、NPO、公社等から 書いてございますように、応募をしていただきます。応募していただきまして、市の方に設置いたしました選考委員会におきまして選定をするわけでございます。選考委員会の選定は、あくまでも内定でございます。その後、市議会の方にどの団体を指定するか、議会に議案として提出いたします。その議案は、9月定例会市議会、場合

によっては12月定例市議会になる予定でございます。議決を市議会でもいただいた後、 に書いてございます、管理代行ということで、企業の方に管理代行をしていただいて、公の施設の管理運営を、来年の4月からやっていただく予定になっております。

委員長 ここに点線で、委託料と書いてありますけれども、これは市からその企業なりに支払われる委託料ですか。

企画管理室長補佐 そうです。

委員長 これは、基準は何かあるんですか。

企画管理室長補佐 今回、これが議案で通ると、9月議会の方に今度、管理委託を任せる相手方の法人の議案を提出をするわけですが、その前に、議決後、規則の改正等を行いまして、指定手続に関する項目を規則の中に盛り込みます。基本的に、今回の指定管理者制度については、原則公募方式になっておりますので、例えば文化会館なら文化会館としてそのコンセプトを持っているわけですので、それについて公募をする、応募法人の方からプロポーザル方式により選定をするわけですが、その計画書を提出していただくと。それに対して、審査委員会で審査をしていただいた中で、適当と思われる業者に選定をするわけですが、この委託料につきましては、市がある程度予算の範囲内では設定はするわけですが、実際に応募してきた業者、認定された業者、その中から協議によって決定していくというような内容のもので、今、現在確定しているものではございません。むしろ、我々がこれを実施する上においては、当然、経費等の効率化というものも一つの要件になっておりますので、その辺を十分に見きわめながら、選定に入っていくというような形になっております。当然、複数の法人の応募があるという前提に立って考えておりますので、その選定、要するに仮協定を議決後結ぶわけですが、その段階では3社を第1次順位、第2次順位、第3次順位という形で、3社を選定すると。実際に、議会の議決を得た方が、事業者になりますけれども、そうした中で、もし仮に来年4月までに何らかの事由があれば、第2業者、第2指定の業者とやるというようなことも考えられるわけですが、その段階では予算の執行、あるいは債務負担行為等を含めまして、この管理委託料については決めていくというやり方になっております。

我々としても初めての経験なので、その辺は十分に慎重にやりながら、財政あるいはこれを総括している総務企画の方とも調整を図りながら、その辺の額のあり方については、十分に煮詰めていきたいというふうに考えております。

委員長 その下の欄に、メリット、デメリットという説明がありますよね。そのデメリットの

方に、運営が硬直化する可能性があるとしてありますが、どういうことでしょうか。管理運営した場合に、デメリットとしてこういうことが起こってくるじゃないかという予想、懸念があるということなんです。

企画管理室長 先ほど、お話をさせていただきましたように、信頼関係とかそういう細かい規約を定めていなければ、安心して任せる運営ができないというところが、足かせがついてきますので、そういった意味では、非常に硬い感じになってしまうのかなという気がいたします。

委員長 委員の先生方、何かご意見ございませんか。

關委員 最初に管理委託方式と業務委託方式と直営方式の3つを説明されたわけですが、その管理委託方式と業務委託方式という違いが、少しわかりませんでした。関連資料の6ページの表には、業務委託方式、管理委託方式とあります。わかりやすく言うと、業務委託方式と管理委託方式はどういう違いがありますか。

企画管理室長補佐 はい、ご説明させていただきます。

管理委託そのものは、改正前の自治法に定められた管理業務の範囲を定めて、地方公共団体が出資法人等に委託することが可能だということ、平たく言えばそういうような委託のことを管理委託というような形。室長から業務委託という話をいたしましたけれども、個々の業務、例えば清掃とか受付業務とか、それらについては、委任での契約で業務委託が可能ですので、それを指して、業務委託するということが、一般的には、管理委託と業務委託の差ではあるということです。今回の指定管理者制度については、今までの出資法人等、公共団体に限られていたものを、会社あるいはNPO法人等に拡大するということになりますので、その辺がかなり違ってくると。そして、権限の範囲といたしましても許可するという面も与えることができるということで、より拡大したというふうに理解しております。

關委員 つまり、管理委託方式というのは公共団体や公共的団体、政令で定める出資法人等に限定して、業務の執行等の委託をすることですか。

企画管理室長補佐 はい。

關委員 業務委託というのは、そのような委託する相手先が限定されないで、広く業務の執行等の委託が可能である。

企画管理室長補佐 個別の業務について、民法上の契約で委託をすると。

關委員 委託する相手先が限定されている場合には、管理委託といい、そうじゃなくて広い場合には業務委託という理解でいいですか。そうすると、指定管理者制度と業務委託制度の違

いが、ちょっとぼけてくるのかなという気がしたんですが。

企画管理室長補佐 もう一度、繰り返しますけれども、管理委託については、旧来の地方自治法の中で決められた相手方との委託契約。その中での業務の範囲を定めていると。業務委託については、地方自治法の規定とか、そういうものは一切関係はございませんので、個別の業務について、委託契約をするということであると。それは施設管理そのもの全部を、個別の業務ですので、そういうやり方は好ましくない、そういう形になるうかと思えますけれども、今までの従来の管理委託については、その施設の管理について出資法人等に委託が可能であると。

關委員 さらに、この6ページの表で、もう一度確認しますね。業務委託の場合には、この受託する側の、受託者の主体というのは、限定はないと書いてありますね。つまり、この場合には、公共、法人、団体であろうと、出資法人であろうと、あるいは一般の業者であろうと、誰でもいいということですね。そういう理解でいいですね。

企画管理室長補佐 はい。

關委員 そうすると、そこの誰でもいいという言葉の中に、NPO法人もあるし、ボランティア団体等も入ってきても、株式会社が入ってもいいということになりますね。その限りでは、指定管理者制度のその受託主体とほぼ同じと見ていいわけですね。ちょっと、違うのか。

企画管理室長補佐 基本的に、今回の指定管理者制度そのものについての違い、主体という意味では、その相手方がNPOであろうが業務委託ができる、あるいは指定管理者でもそれが可能だというような意味での差というのはないかなというような気はするんですけども、今回認められている指定管理者の、6ページの表で言うと、施設管理、あるいは施設許可、それに対する権限の差、要するに従来の管理委託等ですと、施設管理の責任については、市の方にあると。今度、指定管理者制度にのっとった中で、指定管理者に任せるという形になると、施設管理そのものを、今度は指定管理者の方の権限として移行するというところの基本的な違いは大きなものがありますけれども、その相手方の選定の、その範囲という意味では、そのようなことも考えられるかなということでもあります。

關委員 そのようなことも考えられる……

企画管理室長補佐 要するに、業務委託の相手先の対象と、指定管理者制度による対象との差というのはないのかなということですね。今回の、その指定管理者制度に移行するというような目的の一つとしても、民間活力の活用ということが一つ大きなものとして挙げられていますので、これらの面では、相手方としては、同じようなことがいえる。

關委員 今、私が確認したのは、管理委託と業務委託という場合の、受託者側の主体にどんな違いがあるかということを中心に確認したかったわけです。この表では業務委託の方には限定なく、しかし議員、長についての兼業禁止規定があるとあります。細かい点で違いはあるでしょうが、指定管理者制度のところには、わざと法人その他の団体と書いてあって、ここに限定なしというような表現はしていないわけですね。この点に違いがあるのかどうかということが確認事項だったわけです。つまり、指定管理者制度の受託主体は、限定なしというような表現でもいいということなんですか。

表に示してあるそのあとの、法的性格だとか、あるいは施設の設置、施設管理がどうなるかはともかく、改正されるのは主体のところでは差があるということがわかりました。その点が確認の趣旨でした。

企画管理室長補佐 今回の、改正後の条文ですけれども、これは地方自治法の244条の2の第3項ですか、普通地方公共団体は、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの、云々、指定管理者というふうに当該公の施設の管理を行わせることができるということですので、この対象というのは、法人その他の団体等ということで、そういう意味での解釈では限定がないということです。

關委員 はい、わかりました。

企画管理室長補佐 補足しますと、従来の管理委託におきましては、あくまでも条例で定められた範囲内において、管理受託しております公社等は、松戸市あるいは松戸市教育委員会の名前と責任において処理してきたわけですね。それから指定管理者制度になりますと、条例で定められた範囲内で、委任をされた範囲内で、今度は指定管理者の名前と責任において、業務をすることができると。そういう違いはございます。

教育長 關委員さんがおっしゃっているのは、管理委託と指定管理者制度の違いについては、おわかりになっているという前提なんです。ここに業務委託との関係で、どうなんだということ先ほど来からお聞きしているんですね。だから、あくまでもこの自治法の改正による指定管理者制度の導入というのは、公の施設の管理ということをやっているわけですよ。業務委託は別に公の施設の管理じゃなくても、例えば給食委託とか、安全な業務処理をする委任とか、事務委任とか、あるいは、ものごとの処理に対する委託、そういうものを書いていっているのではないですか。必ずしも、その三者が明確に、並列に記入しなくてもいい話ではないのかなと。違うんですか。

企画管理室長補佐　そうですね、公の施設の管理という意味合いにおけば、地方自治法で言われている改正ですので、管理委託というものが指定管理者制度になったということの対比でとらえれば……

教育長　あくまでも業務委託方式とはこういうものですよというのは、参考事例として載っていないといけない。法解釈というか……

企画管理室長補佐　その方が、適切と。はい。

教育長　わかりやすい。役人言葉じゃなくて、普通の、日本語で説明をしてくれないと。

委員長　重なるかもしれませんが、ここに提示されている、差し当たって4施設が指定管理者制度を導入するということなんですけれども、例えば、この文化会館をある企業が管理運営する、管理指定制度に入ったとしますね。そうすると、その企業は、この文化会館を運営するに当たって、自由にその運営努力を発揮していいんですか。何かそこに、縛りがあるんですか。

社会教育課長　指定管理者に委任の決定をいたしますと、議会の承認を得ますと、指定管理者の候補者、教育委員会とで、協定を結びます。その協定に基づいて、指定管理者の責任において管理運営をしていただくこととなります。ですから、この協定でかなり厳しく協定を、先ほどご質問にありましたように、デメリットですか、あそこで言っているところの、協定であまり厳しい協定を結んでしまうと、硬直化してしまうというデメリットが起きてしまうと。協定で、いかに民間活力を活用できるような協定を結ぶかという、そういうところにかかっていると思います。また、協定を結んで、指定管理者が協定に違反して管理運営を行っている、そういう状況が見受けられたときには、チェックすることもできます。それでもって、さらにその協定違反を改めないということになった場合は、指定管理者の廃止という措置も取れます。ですから、民間の企業が、指定管理者になったからといって、自由勝手に管理ができるということにはなりません。

委員長　文化会館についての運営は、民間活力を応用した方が、もっと利用価値が高まるだろうと思います。そういう面で、今回の管理者制度の導入というのは、非常に有意義だと思いますが、その中で、企業、NPO、団体がかえって使いにくいのでは何にもならない。そこで、十分に経営努力が発揮されて、それなりの結果が出なくては、やはりなかなかきついでろうというふうに思います。そういう意味では、やはり具体的に今度、管理運営が自分のところでやるということになれば、ホール、施設、その他の利用料であるとか、それから興行内容であるとか、いろいろな努力をしたいと思います。その辺でまた最終的に市との契約事項

が固まった末に、どういう結果が出るのか、心配な面もあるんですね。そこにまた新たに委託料というのが点線でありましたので、これはどういう意味なのかなというふうに考えるんですが、そのデメリットの部分を委託料でまかなうのか、そういう意味ではないですよ。

社会教育課長 はい。委託料は、現在は文化振興財団に委託をしているわけですから、文化振興財団に対しまして、委託料を支払っています。指定管理者につきましても、同様に委託料を支払うわけですが、これは上限として、現在の委託料、これを超えない範囲で、指定管理者候補者から事業計画ですとか、施設管理運営に関するコンセプトですとか、そういったものを出していただきまして、それで複数の団体につきまして選考委員会で、一番優れた事業計画なり収支予算なりを提出した団体に対して委任というか、指定管理者にお願いをするということになると思いますので、委託料につきましても、現在の委託料を上回ることはありえないことでありまして、そういう点で、これが第一のメリットといたしまして、コストの削減、それからもう一つ大事な点は市民サービスの向上という、これにつきましても委託料の範囲内で、どのようなサービスが提供できるのか、これも審査の基準になります。これにつきましても、例えば文化会館ですと、今10時に閉館ですが、これを例えばですが、24時間使用できる。あるいは、月曜日休館ですけれども、月曜日も使えるようにとか、そういったいろいろなサービスを、業者の方から提案していただきます。それにつきましても、新サービスにかえて使いにくくなるというようなことはないように、しっかり審査していきたいと考えております。

教育長 指定管理者制度に移行したからといって、直ちに市場の原理が働いて経営が成り立つ、黒字になっていくという性格のものではないという。今までの、施設管理公社等の、いわゆる第三セクターの非合理性、非効率的な部分を、あるいは非柔軟性の部分を改善するための、法の改正でもあるというふうに思います。そういう、単独でペイするような事業ではもともとございません。文化振興という意味合いを含めて、あるいは公共労力という性格上、ホテル経営でいろんな会議やイベントを行うことによって、収益を上げるというものと根本的に違いますので、その点は、管理委託にしても、委託料がどうしても必要だということにはなるというのは、課長の説明のとおりでございます。ただし、従来との根本的な違いは、やっぱり、ある程度競争の原理が働いて、そのためにはサービスを向上させなければ、集客が高まらない。集客率が高まるということは、それなりの利用料、使用料が増えてくる。サービスがこれだけいいのなら、1,000円の利用料を1,200円に上げてもいいじゃないかという市民、ユーザーの考え方が、賛同があればそういうことも可能であるということになります。上げ

る上げないは別にして、可能であると。今まで、直営、ないしは第三セクター方式では、ニーズが極めて高いにもかかわらず、夜間のサービス、値段のサービスができない、あるいは休日のサービスができないといったような施設があるとすれば、それは指定管理者の営業努力によって、そういうサービスの向上も図られると。それを期待しているということなんですよね。一面だけから捉えた場合でいうと、でもこれが一番大きいのではないですか。

社会教育課長 市民サービスの向上と、それから経費の削減、これが.....

教育長 ですから、ある程度の経営内容がよくなれば、当然委託料も今より少なくて済むということですよ。それが経費の節減につながっていくという、そういうことですよ。

社会教育課長 あくまで、今の委託料というのは上限でありますから、当然我々もこれよりかなりコストを削減されるものと予想をしています。

教育長 これで様子を見ながら、この7ページのメリット、デメリット、これはある一面から見れば、この程度だと思っただけけれども、ちょっと、これじゃ誤解を受けるかもしれない。一面、事実ではあるけれども。だから、従来方式が市との連携が有利であり、信頼性が高いというのは、これは役所側の直営自体の公務員から見た視点ですよ。こういうことは、実態でしょうけれども、しかし従来言われて来たのは、松戸市のことというわけではございませんが、一般的に言われてきたのは、やっぱり第三セクターというのは、民間の柔軟性、効率性を相兼ねそえた制度が第三セクターだということで、ずっと連綿として運営されてきたんですけれども、ところが官の非効率性と停滞性と、民の効率性じゃなくて、民の不安定性だけが残ってしまうような第三セクターが国の特殊法人を初め、全国的にたくさん出てきてしまったという背景があるんでしょう。信頼性はいいんだけれども、それはどうも癒着構造じゃないかという批判があるわけです。松戸市の施設管理公社などは、設置が、55年だから、もう25年たつんですか。あれは、行政上非常にいいシステムで、施設管理公社なんかはあえて指定管理者制度に移行しなくてもいいのではないかというくらいの効率性とサービス性はあると思う。でも、それは法律、自治法が改正されたんだし、指定管理者制度に移行していかなければならないと思う。しかし、指定管理者として生き残る道はあるんだろうと思います。よその部門のことは余り言っても仕方がないから、この辺でやめますけれども、そういう、本来の意味の第三セクターが運営されていれば、それもそれでよかったんだろうと思いますけれども、今言ったような背景から、国が自治法の改正に踏み切って、それで自治体もこれを踏襲してやらざるを得ない。であるからには、その管理委託制度のメリットだけをいうのではなくて、指定管理者制度のメリットを追求して、ここにデメリットと書いてあり

ますけれども、このデメリットも極力抑制していくという方策がなければならない。この単純なイメージ図は、企画表は誤解を招くと私は思うわけでありまして。ですから、協定書を結ぶから安全だと、行政の安全性というか、安定性は保てるんだと、適応性も保てるんだと。だけれども、あまりにもそれを尊重しすぎてというか、厳守しすぎて微に入り細にわたり運営の細々まで協定でがんじがらめにしてしまったら、仕様書でがんじがらめにしてしまったのでは、確かに硬直化するデメリットは十分にある。だから、法の範囲内で、自由度を保障できるような協定書、仕様書が結べるかということが、キーワードなんではなかるうかと思うんですが、事務局はいかがお考えですか。デメリットを強調するのではなく。

社会教育課長 私も、これはデメリットということで書かれていますが、もろ刃の剣といえますか、メリット、デメリットのようなやり方によって、協定の結び方によって、この逆に、柔軟な運営をしていただいで、低コストでよりよいサービスを提供すると、そういうことが可能になると考えます。

教育長 はい、わかりました。

委員長 指定管理者制度の概要の中の、目的の3項目にはっきり書いてありますので、民間活力の導入によって、経済効果を期待するとかいろいろなことが書いてあります。1つだけお聞きしておきたいんですが、企業とか、NPOとか、公社、この3者の意見は聞いているんですか。

社会教育課長 正式には、そういった意見はまだ伺っていません。

委員長 聞いていない。

社会教育課長 はい。事務局レベルでは、文化振興財団につきましては応募はしないということで伺っています。

委員長 最終的には、議会でまた議論があると思いますから、これからの進行報告については問題はないと思いますが、こういう大きな制度をつくるに当たっては、各方面の意見は聞く必要はあるかなというふうに思います。

先生方、いかがですか。

瀧田委員 時代の流れの中でこういう方向であるということは、私は内容的には賛成なんですが、私はどちらかという、今までこういう施設を使わせていただいで、そして社会教育の場、現場としてご指導もいただきましたし、それから自分もボランティアとして力を発揮させていただいた者として、この目的のところに、それは効果的とか効率的なのかもしれませんが、教育委員会が持っているこの施設というのは、すべて社会教育の現場となるところで

ございますから、教育的な目的の向上というのは、社会教育ですね、学校教育ではなくて、私たち、特に女性が、その社会教育の現場をたくさん、みんなが経験をすることによって伸びてきたという経緯がありますが、その管理が民に移ったときに、果たしてどのぐらいの教育的な効果を、その業務の中で組んでいくかというのは、本当にお願ひしたいところがございます。

それから、あと、選考委員会が設置されるように聞いておりますが、2つ以上の複数の施設の指定管理者になるということは、あり得るのでしょうか。

社会教育課長 文化会館と、市民劇場につきましては、これを1つ、一まとめにして公募の対象に。と申しますのは、市民劇場だけでは民間にとって、経営的なところからも規模的に難しいのはあると判断いたしました。両方合わせて……

瀧田委員 でしたら、その場合、選考委員会に出された書類が選考対象になったり、今までの、実績のようなものが基準になるのでしょうか、やはり相当公平に選考していただいて、利用者の方としてみれば、あまり営利とか経営方面を、ばっかりに働きかけないでほしいと思います。……公平に利用されているとか、社会教育的目的に沿った業務がなされているかという、そのチェック機関の最終的なところは出てはいない気がします。すべての責任は、その団体が即ち指定管理者がとるということでしたけれども、やっぱりチェック機関というのは必要な施設がたくさんありますね。私も、スポーツ施設を中心に動いていますが、スポーツ施設の傷み方というのはすごいものがありますから、そういうものに関して、安全面も含めて果たして、どこがチェックをしていくのでしょうか。チェック機関に対して書類の上で、5年に1回とか、4年に1回とか、そのそれぞれの契約違反とかなんとかがあれば別でしょうが、公益性、客観性をもったチェック機関、どこがなるかということは決まっているのでしょうか。

社会教育課長 現段階なんですけど、現段階では各主管課、従来の各主管課がチェックをするということになります。

瀧田委員 市ですか、主管課というのは。

社会教育課長 あとは、社会教育課は文化会館ですとか、市民劇場のチェックをするんです。

瀧田委員 それでは、最終的にはチェックを行って、責任は取らないけれどもチェックをするというようにとれますが。

社会教育課長 最終的な責任は、やはり市にあると思います。指定管理者の責任と権限によって実施されますが、万が一、何か事故が起きた場合とか、それから不服申し立てですとか、

そういったことがあったときは、市がそれに対して責任を持つことになります。それでチェックなんですけれども、毎年事業報告書を出していただきまして、その事業報告を、こちらの主管課の方でチェックをいたしまして、それについて評価をいたします。その評価で、改めるべき点がありましたら、指定管理者協議にかけて、翌年度はそのようなことのないように、改めて協定を遵守するようなことで、新しい年度に入っていくと思います。

瀧田委員 それは、指定管理者が出す報告書ですよ。例えば、苦情処理に関するところはないですか。

社会教育課長 苦情については、主管課の方でお受けいたします。それから、そういったモニター制度的な、アンケート等、そういったところも十分考えていきたいと思います。

瀧田委員 責任がはっきりしないと、結局は困るのは利用者であったりするわけですから、そういう苦情を。管理者からの報告にたよるのは、ずいぶん偏っているというか、良い面が前面に出てくる傾向になるのでは。それで評価するというのはちょっと問題だなというふうに思います。まだ、これから施行するものに対して、委員が注文をつけるようで気がひけますが、責任の見通しがきかないと不安に思います。民の持つ不安定さというか、信頼感の欠如を感じざるをえません。教育を目的とした施設であるということを前提としたときに、その辺を慎重にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 ほかに、いかがでしょう。

關委員 あまり長く時間も取れないと思いますが、大事なことだと思われるので、確認だけさせていただきます。先ほどの説明を受けて、チェックしてみたんですが、3ページのその表で見ますと、文化会館については、市長が指定管理者を置くことができると説明があり、条文も確かそうになっている。青年館も市長、スポーツ施設も市長ですが、市民劇場は教育委員会という言葉で結論されています。これは、結局、この制度を導入するのは市長なんですか。それとも、教育委員会なんですか。

社会教育課長 市民劇場につきましては、市長から教育委員会に権限を委任されております。そのために、教育委員会となっております。基本的には、市長の権限事項として、市長が指定管理者を任命するということが大原則でございます。

關委員 そうすると、7ページのフローチャート図で見ますと、契約は、企業、NPO、公社等の団体が、市と契約を結ぶ形になっていますね。市と結ぶんですね。委託料も市が払うんですね。それは、議会の承認を条件として内定し、選定されたその業者に管理をお願いするということになるわけですね。ところで教育委員会は、ここでどういうふうにかかわってい

くことになりますか。

社会教育課長 今回、条例を改正するという、先の条例を提案してよろしいかということでお諮りをしているわけですが、また業者が選定された段階でも議会に諮る前に、教育委員会でお諮りをして、それでは議会の方に提案してよろしいかといことで、事前伺いをするというふうにしています。

關委員 こういう公の施設は教育委員会の管理しているものと、そうでないものもたくさんありますよね。ということは、各部署でも同じような議論をしているわけですね。一括して同じような方法でやりましょうということですね。そこではそこはないですよね。

企画管理室長補佐 議会に出す条例は、教育委員会が管理している施設と、それから市長が管理している施設と、一体の条例といたしまして、単独条例で出します。

委員長 この制度そのものはまだ、議会では、議論もしていないのですか。

企画管理室長 制度の導入に向けましては、これまで方針を立てまして検討してまいりまして、どこをどのように今回、法律に基づいて制度を導入するかという方向性を、今回の議会におきまして条例の制定をするという、条例を制定していくという考えのもとに、議会の方にもこの5月の末日までの中で、案としてお話をしていくという考えでございます。具体的に細かい内容につきましての話を、これまで議会の中で逐一報告という形は、取っておりません。

委員長 例えば、委員会がありますよね、議会に。何か資料を渡して検討をしているとか、ないですか。

社会教育課長 それにつきましては、今後の議会の一般質問で、指定管理者制度についてのご質問ですとか、あるいは指定管理者制度について、一つの方針について、それについては、議会の一般質問で取り上げられて、答弁をしております。そういう経過がございます。

委員長 いかがでしょう、追加の質問なり、何かございますか。

方向性としては十分理解できますし、あとは、各論と申しますか、そういうところに多少いろいろな問題が出てくるという可能性があるかなという心配はあります。現在、これをまとめて議会に提出するという目的で、きょう議論をしていただきましたが、いかがでしょうか。

教育長 ちょっと、先ほどの発言で訂正させていただきます。

指定管理者が提供する事業なり、サービスが質が高くサービスがよければ、少なからず利用者市民の賛同を得て入場料の値上げも可能じゃないかと、そういう発言をしましたけれども、ちょっと言葉足らずで、いわゆる使用料等については、最終的には条例で決定しなければ

ばなりませんので、その手続を抜きにしてはそういうことはできませんので、それをはしょっちゃって、つけ加えるのを忘れました。訂正させていただきます。

委員長 この使用料については、その企業が企業努力で、市民が利用しやすいようなコストでいていただきたい。それで、しかも十分にその利用回数を増やしていけば、いいのではないかというふうな単純な考えはあるんですけども。

教育長 むしろ、質が上がって使用料が値下げできるというような状態が来るのが、理想であるということによって。

委員長 大分、時間をかけましたから。これだけということはありましたら、追加をお願いしたいんですが、よろしいですか。

關委員 1つ、注文だけしておきます。これらを読ませていただいて、気がついた点は指定と、委託と代行で、その言葉遣いの中身が、何かということが議論になってくると思います。おそらく今後つめていかなければならない点だろうなと思いました。

委員長 事務局の方も何か説明足らずとか、何かありますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、この議案第24号について、一応質疑を打ち切りとさせていただきますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 これより議案第24号を採決いたします。

議案第24号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第24号は原案どおり決定いたしました。

議案第25号

委員長 次に、議案第25号「松戸市指定文化財について」を議題とします。

どうぞ、ご説明をお願いします。

社会教育課長 議案第25号「松戸市指定文化財について」。

松戸市文化財の保護に関する条例第4条第3項の規定に基づき、別紙のとおり松戸市文化財審議会に諮問をするものです。

提案理由といたしましては、平成15年3月に購入及び寄贈を受けました徳川昭武関係資料

を、松戸市指定文化財に指定するに当たり、その適否について松戸市文化財審議会に諮問をするものです。

次のページをごらんください。

諮問書の案であります。徳川昭武関係資料。15年3月に購入した分が4,017点、寄贈を受けた分が22点、合わせて4,039点ございます。そのリストにつきましては、議案に添付させていただきましたとおりであります。

それで、今回諮問に至るまでの経過について、ご説明いたします。徳川昭武関係資料につきましては、昭和55年4月21日に、9点について、松戸市文化財に指定されております。平成14年、徳川文武氏より、新たに徳川昭武関係資料といたしまして4,017点を売却、及び22点の寄贈の申し出がありました。平成15年1月から2月にかけて、博物館資料等選定評価委員会におきまして、同資料の受け入れ、購入及び価格について、適当との決定をいただきました。これに基づきまして、平成15年3月、徳川昭武関係資料を購入するとともに、22点の寄贈を受けました。平成15年11月、文化財審議会におきまして、この資料につきまして委員さんに提示をさせていただきました。16年6月、同じく文化財審議会におきまして、この資料の現物調査並びに検分を実施いたしております。さらに、16年11月、文化財審議会におきまして、この資料については、指定済みの9点と同様大変貴重なものであり、購入分、寄贈分、合わせて4,039点は、文化財に値するものと決定をいただいております。これを受けまして、本日改めて、文化財審議会に諮問することについて、ご提案をさせていただきました。よろしく願いいたします。

社会教育課長 すみません。

委員長 はい、どうぞ。

社会教育課長 専門の学芸員が参っておりますので、この資料についての説明をいたさせたいと思います。

委員長 はい、お願いします。

戸定歴史館学芸員 戸定歴史館学芸員です。

徳川昭武資料の内容について、簡単にご説明させていただきたいと思います。

お手元の方に3区分で、工芸品目録、写真目録、文書目録という形で、リストをお配りさせていただきました。まず、その3区分またがって、全体的な特色から申し上げます。

徳川昭武は、水戸藩主の子供として生まれまして、お兄さんの徳川慶喜、この方は徳川幕府最後に將軍となった方ですが、この方の、非常に期待を受けて、慶応3年には、御三卿の

一つ、清水徳川家を継いでおります。これで、将軍になりうる、資格を得ました。その上で、1867年、慶応3年のパリの万国博覧会に派遣されました。明治元年、帰国をいたしまして、最後の水戸藩主となりました。明治17年には、戸定邸を建てて、住んでいます。明治43年に亡くなりました。彼の生涯に関わる資料が、徳川昭武関係資料ということになりまして、全体的な特色は、1867年のパリ万博関係の資料が含まれるということが、まず第1点に挙げられると思います。その内容は、フランスに行くに際しての昭武の記録、日記、これは、文書目録の中に入っております。それから、写真目録の中には、そのとき、ヨーロッパで撮った写真が、含まれています。そして、例えばスイスを訪問したときに大統領から贈られた懐中時計、こういったものは工芸目録に入っております。各分野にまでに渡って万博関係資料が含まれているということが、一つの大きな特色となるというふうに思います。

2番目といたしましては、この3区分の中の2番目の写真目録、この資料が非常に多いということが挙げられると思います。時代的には幕末から昭和の時代にまで及んでおりますが、特に先ほど申しました万博に行ったときの写真、それから明治40年前後に、徳川昭武が撮影した写真が非常に豊富に含まれています。そういうことが一つの大きな特色ではないかと思えます。

それから、3番目の特色といたしましては、徳川昭武それから慶喜、そのお二人の兄弟、幕末から始まりまして、明治の末年、昭武がなくなるまで、非常に親密な交際をいたしました。結果として、徳川慶喜関係の資料も含まれていることも一つの特色に挙げられると思います。そのほか、もちろん、今、県の名勝という形で指定文化財になっております、戸定邸に関する写真、記録、あるいはそこで使われていた調度品が含まれておまして、戸定邸のことを考える上でも、どうしても必要になる基礎資料という位置づけができるかと思えます。

以上、簡単ではございますが、説明させていただきました。

委員長 この4,017点について、今度新たに松戸市指定の文化財として指定したいということですよ。

社会教育課長 これにつきましては、既に9点について、文化財に指定されておりますので、その9点にさらに追加をして、4,039点を合わせまして、4,048点について、文化財に指定したいということになります。

委員長 それで、文化財審議会では、どういう議論がなされているのか、簡単に教えていただければ。

社会教育課長 私、門外漢でよくわかりませんが、今、戸定歴史館学芸員から説明しま

したとおり、徳川昭武関係の貴重な資料ということで、それから当時の歴史についての史実を象徴する、貴重な資料であるというようなお話がありました。それから、相当数が多いものですから、なかなかその一点一点まで細かく精査し切れなかったように、私はそういう印象を受けますけれども、いずれにしましても、そういった当時の昭武の関係の資料として、すばらしいものがあるというお話を伺っております。

委員長 何か、お聞きになりたいことはございませんか。

瀧田委員 1つ、聞いていいですか。

委員長 はい、どうぞお聞きになってください。

瀧田委員 文化財に指定というのは、もちろんそれに異議を主張する筋合いはないんですが、私どもがいつも伺うと、資料館の方には様々な展示がしてありますが、戸定邸の方は、何もほとんど置いていないように思いますけれども、この貴重な資料を公開するという手段としては、どういうふうな手順でお考えになっていらっしゃるんですか。写真展とか時々ありますが、ああいう形なんではないでしょうか。それとも何かもう少し、常設みたいな形でどこかで一般の人に公開されるのでしょうか。

戸定歴史館長 委員さんのおっしゃったように、その資料をある程度調査いたしまして、研究いたしまして、随時歴史館の方で展示したいと、そういうふうに考えております。

瀧田委員 歴史館の方ですか。常設ではなくて、随時変えて行うということですか。

戸定歴史館長 一部、常設展示の中にも入るかもしれませんが、あるいはまた企画展ですか、その中に盛り込んでやってみたいと考えております。

瀧田委員 はい。お願いします。

關委員 小さいことですが、27ページの2002番目の資料、整理番号1 - 3のドイツ連合軍のハウエンソルレン候と書いてありますね。その名前は確認された方がいいかもしれません。

戸定歴史館学芸員 2002番の件でございますが、この辺の資料名称を取るときに、まず最初にもとの写真についているその現タイトル、書き込みというものがございます。これは、内容がはっきりと間違っていると断言できる場合と、そうでない場合とあると思うんですが、原則としましては、これはその原資料についている名称から取るというのがまず、基準になっておりますので、その資料名が、そのリストの資料名になっているというふうに考えております。

關委員 昭武さんがそういうふうにつけたんですか。

戸定歴史館学芸員 書き込みの方は、昭武自身、あるいは彼に関係する人物が書いた場合、そ

れから息子が武定さんという方なのですが、その武定さんの代に書かれた場合、それから武定さんの代に、ほかの方ですね、そういうことが可能性としては、考えられます。一部につきましては、この武定さんが書いたものだ、写真の裏にそういう名称、資料名称を書いている。はっきり、聞き取り調査、あるいは他の資料調査で断定できた場合もありますし、まだそこまではわからないというものと、ちょっとまだ混在しているという状態でございます。

委員長 クエスチョンマークがついているのもありますね。

あと、いかがでしょうか。

あとは、これは公開方法でしょうか、問題はね。市民が見るためにどういう方法があるのか、その辺がはっきり教えていただかないとというんでしょうかね。ただ、今回は、文化財として指定をしたいという諮問ですので、これをOKするかどうか、それが結論でございます。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、第25号について、採決をさせていただきます。

議案第25号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第25号は原案どおり決定いたしました。

議案第26号

委員長 次に、議案第26号「松戸市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

どうぞ、ご説明ください。

社会教育課長 議案第26号「松戸市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

松戸市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

提案理由といたしましては、文化的景観及び民族技術を新たに保護の対象とすることなどを内容といたします文化財保護法の改正によりまして同法の条項名の変更に伴い、条例中の当該引用規定の条項名を、これに合わせるために改正するものであります。

次のページに、条例の改正内容について、記載してあります。これにつきましては、その

次のページの対照表をごらんください。下線部分について改正いたすものですが、あくまでこれは、文化財保護法の条項が変更されたのに合わせまして、改正をするものであります。ですから、規定の内容につきましては、変更はありません。例えば、第5条の第3項の中で、「第56条の3」とありますが、これにつきましては、「第71条第1項」となります。以下、同様に、「56条の10」が「78条第1項」、「69条第1項」が「109条の第1項」となります。

大変申しわけありません。訂正をお願いしたいんですが、中段の第19条の中で、改正案中の法第147条の7第1項とありますが、この147条第1項の誤りであります。「の7」を削除していただきたいと思っております。申しわけありませんでした。

それから、第20条第3項につきましても同様に、「第83条の7」を、「第147条」に条項名を変更するものであります。

それから、今回の文化財保護法の一部を改正する法律の概要につきまして、ご説明させていただきます。

まず、第1点といたしまして、保護対象の拡大が図られました。これにつきましては、文化的景観及び民族技術について、これが文化財として位置づけられました。文化的景観につきましては、棚田、あるいは里山の人と自然とのかかわりの中で作り出された景観、換言しますと、地域における人々の生活、または生業及び当該地域の風土により形成された文化的景観が、文化財として位置づけられております。それから、民族技術につきましては、鍛冶ですとか、船大工、そういった地域において伝承されてきた生活や生産に関する用具用品等の生産技術、民族技術につきまして、民俗文化財に追加されております。

それから、改正のもう一点は、保護手法の多様化ということで、登録文化財制度が拡充されております。従来から有形文化財につきましては、登録有形文化財制度という制度がありまして、これにつきましては建造物のみを対象といたしておりましたが、これにつきましては、建造物以外の有形文化財についても拡充をし、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな措置を講ずることとなりました。さらに、登録文化財制度につきましては、有形民俗文化財、さらには記念物についても登録制度の適用を講ずることとなりました。

以上で、今回の文化財保護法の改正の概要であります。よろしく願いいたします。

委員長 現在、この対象になるような事例は、現在いくつくらいあるんですか。

社会教育課長 登録有形文化財の対象として、文化財審議会で議論されたものもあるんですが、例えば小金にあります旧の旅籠ですか、たまや、あるいは松戸神社の建造物ですとか、何点か話題には上ったんですが、ただ候補として選定するまでには至っておりません。条項のみ

の改正にとどめてありますが、そういったもの、具体的に候補となるものが、正式に決定していない段階では、条項の改正にとどめると、具体的にそういったものが文化財として対象となるときには、内容の改正も合わせて行う、そういうことになっております。

委員長 何か、ご質問ございませんか。

よろしいですかね。

それでは、第26号につきまして採決をさせていただきます。

原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ありがとうございます。

原案どおり決定いたしました。

議案第27号

委員長 次に、議案第27号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

どうぞ、ご説明ください。

こども課長 こども課長でございます。よろしくお願いいたします。

まず、議案に入る前に、先の教育委員会議で報告させていただきました「第32回松戸市こどもまつり」についてでございます。5月3日、当日は晴天に恵まれまして、約2万1,000人の参加来場がございました。けがもなく、無事終了することができました。また、当日は教育委員さんの方々もご来場いただきまして、ありがとうございました。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、議案第27号につきまして、ご説明申し上げます。「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」。

松戸市少年センター設置条例第3条に基づき、別紙により松戸市少年センター運営協議会委員に委嘱するものでございます。

提案理由につきましては、松戸市少年センター運営協議会委員に変更が生じたためでございます。

次のページをお開きください。

いずれも、今回の人事異動に伴う変更でございまして、一号委員、教育関係でございます

が、鈴木剛、六実中学校長でございます。四号委員、茂木薫、主任家庭裁判所調査官、これは千葉家庭裁判所松戸支部の方でございます。任期につきましては、ここに記載のとおり、前任者の残任期間でございます。

次のページは、参考までに名簿を添付しています。よろしくお願いいたします。

委員長 松戸市少年センター運営協議会委員の2名の方の委嘱でございます。問題ないですね。委員のメンバーの方々、全部ここに出ております。一応、目を通していただきたいと思えます。

それでは、議案第27号について、採決をいたします。

議案第27号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議がないものと認め、議案第27号は原案どおり決定いたしました。

議案第28号

委員長 続いて、議案第28号「松戸市教育功労者表彰推薦について」を議題といたします。

よろしくお願いいたします。

スポーツ課長 スポーツ課です。

それでは、議案第28号「松戸市教育功労者の表彰推薦について」、説明させていただきます。

松戸市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づき、別紙の教育功労者表彰候補者名簿に記載の体育指導委員、田仲浩一さんが退任いたしますので、感謝状を贈呈するという事でお諮りするものです。

提案理由でございますが、田仲さんは体育指導委員としまして、6期12年、地区における市民運動会での協力、スポーツ教室、あるいは軽スポーツの普及・振興にご尽力していただいております。また、自ら指導者としての資質向上にも努められ、各種研修会などにも積極的に参加し、本市の生涯スポーツ振興に多大な貢献をしていただきました。今回、ご自身の都合により退任されるに当たり、そのご努力に対し感謝の意を表するものでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 12年間、やっていただいた体育指導委員の田仲さん、退職ということであります。瀧田委員、この方をおわかりになりますか。

瀧田委員 私も、だいぶ前に辞めましたので、ちょっと存じ上げませんけれども、御苦労さまでございました。体育指導委員というのは、結構、土曜日、日曜日がほとんどつぶれてしまっていますので、御苦労さまだと思います。種目は何ですか。

スポーツ課長 この方は、学生時代にアメリカンフットボールをやっておられたようです。あと、趣味としてゴルフをやっております。

瀧田委員 そうですか。おやめになるのは、まだまだ動いて頂きたかったのに残念でしたね。

スポーツ課長 そうですね。

委員長 それでは、28号につきまして、採決をさせていただきます。

議案第28号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第28号、原案どおり決定をいたしました。

議案第29号

委員長 続いて、議案第29号「松戸市スポーツ振興審議会委員の任命について」を議題とします。

どうぞ、ご説明ください。

スポーツ課長 それでは、続きまして、議案第29号「松戸市スポーツ振興審議会委員の任命について」、ご説明させていただきます。

提案理由としましては、松戸市のスポーツ振興審議会委員の2年の任期が満了となりますので、新委員の候補を提案し、お諮りするものです。

お手元の資料の、委員名簿をごらんください。まず、選出団体の体育協会からは再任で、体育協会会長の倉田寛之さんと、下から3番目の体育協会副会長で、新任の岡野厚子さんが選出されました。次に、松戸市医師会からは再任で、田村仁さんが選出されました。続きまして、松戸商工会議所からは再任で、加藤栄さんが選出されました。松戸青年会議所からは新任で、篠宮功さんが選任されました。小中体連からは、新しく支部長になりました塩沢広さんが選出されました。続いて、松戸市レクリエーション協会からは再任で、藤原昌樹さんが選出されました。松戸市体育指導委員連絡協議会からは再任で、会長の望月英雄さんが選出されました。松戸市家庭婦人スポーツ連盟からは再任で、新理事長の斉藤幸江さんが選出されました。最後に、市行政機関からは再任ですが、社会福祉担当部長の遠藤祐弘さんが

選出されました。

以上です。

委員長 以上のように、10名の新たな委員が決定したということですが、任命、この前もこの話出たと思いますが、任命と委嘱とどう違うんだという話だったんですが、これは教育委員会から任命させていただいたということで、理解していいんですか。

スポーツ課長 はい。スポーツ振興法の第18条の第4項に、スポーツ振興審議会等の委員は、スポーツに関する学識経験のある者、及び関係行政機関の職員の中から教育委員会が任命するという、法律の中でこういうふううたわれておりますので、任命という言葉を使わせていただいております。

委員長 全員、学識経験者ということ、これはもう初めからこうでしたかね。

何か、この際聞いておきたいというふうなことはございませんか。大丈夫ですか。

それでは、「松戸市スポーツ振興審議会委員任命について」の議題について、採決をさせていただきます。

第29号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第29号は原案どおり決定いたしました。

議案第30号

委員長 続いて、議案第30号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。どうぞ、ご説明ください。

公民館長 公民館長でございます。

議案第30号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」、松戸市公民館の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、次ページにございます、戸室明氏を松戸市公民館運営審議会委員に委嘱するものでございます。

提案理由でございますが、学校教育関係者として委嘱した委員に欠員が生じたことに伴いまして、後任者を委嘱するためでございます。

3枚目になります。公民館運営審議会の学校教育関係者としては、市内小学校の校長先生をお願いしておりますが、これまでお願いしておりました麦島先生が、根木内小学校の校長先生だったのですが、この3月、定年退職をされたため、欠員となっております。そこで

今回、栗ヶ沢小学校の戸室明校長先生を委員として委嘱することについて、お諮りするものでございます。任期は、前任者の残任期間、平成17年5月9日から平成18年6月2日まででございます。3ページ目に、全員の名簿を添付してございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 年何回くらい、審議会を開かれるんですか。

公民館長 審議会は、年3回開催してございます。

委員長 はい。

いかがですか。よろしいでしょうか、30号について。

それでは、30号について採決をさせていただきます。

議案第30号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第30号は原案どおり決定いたしました。

議案第31号

委員長 続いて、議案第31号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」を議題とします。

どうぞ、ご説明ください。

学務課長 学務課です。

「松戸市学区審議会委員の委嘱について」、ご説明いたします。

本議案は、松戸市学区審議会条例第2条及び第4条の規定により、松戸市学区審議会委員を委嘱するため、提案させていただくものです。

提案理由は、学校長の代表から委嘱した委員に欠員が生じたことに伴い、後任者を委嘱するためでございます。

前任者については、校長会長、副会長から選任しておりましたが、このたび校長会長、副会長がかわり、学区審議会委員を退任されましたので、後任者を委嘱するものであります。

後任者として、校長会会長の北部小宮崎等校長、副会長第四中坂本多加幸校長を委嘱するものです。

なお、任期は2年となっておりますが、条例第4条第2項の規定により、補充委員の任期は前任者の残任期間と規定されていることから、今回の任期は残任期間である平成17年7月

1日までとするものであります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長 学区審議会委員の名簿がこちらの参考資料に出ております。その中で、校長先生2人が異動のためにかわったことによる新任でございます。

何か、ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、第31号を、採決をさせていただきます。

議案第31号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第31号は原案どおり決定をいたしました。

議案第32号

委員長 続いて、議案第32号「市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

どうぞ、ご説明ください。

学務課長 学務課です。

「市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明をいたします。

本議案は、市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則を定めるために、提案させていただくものです。

提案理由といたしましては、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、国庫補助限度額の改定に伴い、市立小学校附属幼稚園に在園する園児の保護者のうち、生活保護等を受けている者の支払う入園料及び保育料について、第2子以降の減免額の限度を引き上げるためでございます。

規則改正については、次のページに、また新旧対照表については、その次に載せてありますので、新旧対照表の方でご説明申し上げたいと思います。左が現行の規則、改正案が右側になっておりますが、改正として提案するところにつきましては、下線をつけてございます。まず、減免措置といいますのは生活保護等を受けている世帯について、申請がありましたら、保育料等を減免できるというものです。国の国庫補助限度額が引き上げられましたので、これを受けまして、表のように第2子以降の減免額の限度を、「3万7,000円」から「4万

3,000円」に、また、「5万3,000円」から「6万5,000円」に引き上げるものであります。現行の3万7,000円、これについて、ちょっと説明させていただきますと、同一世帯から2人以上在園している場合の次年長者、つまり2人いる場合の下の方のお子さんについては、3万7,000円の減免ができますという、その3万7,000円が4万3,000円に引き上げられたと、そういうものであります。こういう規則改正について、ご審議申し上げたいと思います。どうか、よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 どうぞ、何かご意見がございましたらお願いします。

参考に、お話をしてください。一般のその保育料といたしますが、どのぐらいの額になりますか。

学務課長 一般といたしますが、入園料が3,000円、保育料が月6,000円というふうになっております。ですので、12か月で考えますと保育料だけで、7万2,000円というふうになりますので、この減免を受けられますと、それだけの負担軽減になる、そういうことであります。

委員長 対象となる幼稚園は、1つしかないんですか。

学務課長 はい。現在、中部小学校の附属幼稚園1園ということであります。

委員長 それでは、32号について採決をします。

原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 議案第32号、原案どおり決定いたしました。

議案第33号

委員長 続いて、議案第33号「松戸市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」を議題とします。

どうぞご説明ください。

教育研究所長 教育研究所です。よろしくお願いいたします。

議案第33号「松戸市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」、ご説明いたします。

松戸市心身障害児就学指導委員会につきまして、このたび任期満了に伴う委員の委嘱がえのため、松戸市心身障害児就学指導委員会条例の規定に基づき、別添1の15名の方を、松戸市心身障害児就学指導委員会委員に委嘱することについて、お諮りいたします。

なお、この会の趣旨は、障害を有する児童・生徒の一人一人が、最大限その能力を発揮し

ていただく就学の場合を審議していただくものでございます。

新たに委嘱したい新委員の方々は、別添1のとおり、条例に従い、各分野を代表される専門性豊かな方々です。第1号委員につきましては、教育委員会事務局職員です。第2号委員につきましては、特殊学級設置校校長代表です。第3号委員5名につきましては、教頭、教務主任、特殊学級の学級担任です。第4号委員3名につきましては、小児科医、児童精神科医、耳鼻科医です。第5号委員3名につきましては、大学教授、養護学校校長等の学識経験者です。第6号委員2名につきましては、児童相談所職員、こども発達センター職員です。以上、15名の方の委嘱について、よろしく願いいたします。なお、任期につきましては、平成17年6月7日から平成19年6月6日までの2年間であります。

以上、説明を終わります。

委員長 最後についている条例には、特に、変更はないんですね。

教育研究所長 はい。

委員長 こういう方々が、委員になるという案でございますが、ご了解いただければ決定をさせていただきますが、何か、ご質問ございましたら、よろしく願いします。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、33号について採決をいたします。

議案第33号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 原案どおり決定いたします。

その他

委員長 本日の議題は以上でございますが、その他に移ります。

資料がありますが、その他について、ご説明をお願いします。

指導課長 教科用図書東葛飾西部採択地区協議会規約及び平成18年度使用教科用図書の採択に関する一般方針、両方とも案ですけれども、案について報告させていただきます。

教科書採択の権限は、地教行法の第23条第6項によって、各市教育委員会にございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条4項の規定に基づき、学校教育法第21条及び第107条に規定する平成18年度使用に関わる教科用図書について、東葛飾教育

事務所管内の西部地区の各教育委員会が種目ごとに同一の教科用図書を採択するための協議を行うために、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会を設置することになります。

採択地区協議会設置に関する規約案について、報告させていただきます。また、協議会に参加するための松戸市教育委員会の採択に関する一般方針を定めることになりますので、その案も示させていただきました。規約につきましては、後日6市の教育長会議において、正式に決定いたしますので、変更があった場合には、改めて報告させていただきたいと思えます。

それで、採択地区協議会規約について、簡潔に説明させていただきたいと思えますけれども、資料1で千葉県報が入っているかと思えますけれども、号外の平成17年3月29日付で、教育委員会告示第3号の一部が改正になっておりまして、採択地区が変更になっております。

今まで、東葛飾地区の6市が1つの採択地区になっておりましたけれども、採択地区は、東部地区と西部地区に分かれております。それで、松戸市の方は西部採択地区になりまして、松戸市と野田市と流山市になっております。その関係で、昨年度と採択地区協議会の規約が一部変更になっております。また、昨年度教育委員さんの方からご意見をいただきました分も含めて、規約の見直しをいたしまして、条文、それから文言についても多少変更させていただいております。

規約案の方、簡潔に説明させていただきますけれども、よろしいでしょうか。

まず、今お話ししましたように、採択地区が変わっておりますので、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会ということで、名称が変わっております。

それから、第2条、構成ですけれども、3市になっております。それから、4条の組織ですけれども、今までは(2)のところになりますけれども、教育委員もしくは教育委員会に勤務する職員の中から1名ということになっておりましたけれども、教育委員の代表2名ということに変更になっております。ですから、教育委員長さん及び教育委員さんの中から、2名出いただくということになるかと思えます。

それから、委員の資格第5条の……(テープ交換)……に従って選出するというものになっておりまして、流山市、野田市、松戸市の順で、今後、会長が選出される……

教育長 まだ、選出していないでしょう、だれも。

指導課長 案です。案でこうなっておりますということで、一応、順番はそのように示されております。

それから、専門調査員、今まで委員という名称になっておりましたけれども、専門調査員

に変わっております。

それから、11条の経費のところですけども、今まで各関係市町村教育委員会が負担するということになっておりましたけれども、東葛飾地方教育委員会連絡協議会が負担するということに変わっております。

それから、委任のところ、附則のところですけども、日にちが抜けておりますけれども、これは協議会が発足した日からということになるかと思えます。

それから、平成18年度使用教科用図書の採択に関する一般方針については、先ほどのところと関連しまして、4の(1)、教育委員及び教育長を当てるということ。それから、(2)の校長、教員、保護者の代表それぞれ1名を充てるということ。それから、2枚目の内容のところについては、(8)、発展的な学習というのを追加させていただきました。

以上です。

委員長 この規約の案ということですが、今後、これから行われますいろいろな作業の、非常に重要な協議会になると思えます。

教育長、何かこれについて……

教育長 特にございせんが、前々から採択地区が大きすぎるのではないかというのは、これは千葉県のみならず、全国的に言われてきたことございまして、千葉県でもその見直しを前回の採択終了後から検討をしていたようでございまして、特に東葛地域がかなり広域過ぎるというような指摘もあって、東葛を東部及び西部に分ける。もちろん、市川、船橋方面でも若干の修正は行われております。それは、県報に掲載されているとおりですけども、松戸市は西部地区に入る。それで、この協議会の規約案でございますけれども、今指導課長がご説明申し上げたとおりございまして、これは分離前から、この規約はございました。分離後に名称の変更も必要ですし、各採択委員の配分、職種等も若干の修正を加える必要が出てきたということで、その修正を行いました。さらには、文言の整理も若干されている。こういうことございまして。今後、地教連の方でも、この案がこれでよろしいかどうかというのを、最終決定がなされるというふうに思いますので、ご了解しておいていただければと思います。前にも協議させていただきましたので、さらにこれについてご意見がございましたら、委員の方々から事務局の方にお申し出いただければというふうに思います。それで、いいでしょうか。

指導課長 はい。

教育長 最終的には、これを委員の皆さんに承認していただくということになると思えます。

委員長 今後の手順としては、もう東葛地区採択協議会は開かないんですね。もう、分離した形で開くんですか。

指導課長 東部地区と、西部地区に今後分かれて開くという形になります。

委員長 初めからそこから始まるんですね。そうすると、この規約そのものは東葛地区協議会で、全員で承認するという手続はいらないんですね。

指導課長 東葛地区採択協議会での承認ではなくて、これは西部地区の承認になります。

教育長 だから、承認は必要なんでしょう。

指導課長 はい。

委員長 今後、松戸の組織としては教育長ほか、委員2名ということになりますか。

教育長 はい。ここに書いてあるとおりでございます。教育委員2名、それから校長、教員、保護者の代表それぞれ1名ということになります。

委員長 なりますね、はい。

教育長 それでこの規約につきましては、後日また会議が開かれて、最終的に決定を見ることになる。そうしましたら、各市が持ち帰って、それを承認するという手続が必要になってくるんですね、多分。各市の教育委員会が、じゃ、この規約で正式に採択して、スタートしましょうということになります。後日、お諮りしたいと思います。おそらく、もう実務的に動かなければならない時期なものですから、6月の定例会じゃ間に合わないかもしれませんので、ご承認等を文書でいただければありがたいなというふうに思います。その前に、ご意見ございますれば、事務局の方にお申し出いただきたいとします。

委員長 今日は、聞いておくだけでよろしいですね。

關委員 さっと目を通した限りでは、前よりはるかにいいですね。わかりやすく、すっきりしていますね。

教育長 相当、事務局がいろいろ要望を……

委員長 注文をつけたんですね……

教育長 はい、注文をつけたようです。

關委員 この前のは、わかりにくかったですからね。これですっきりしました。

委員長 それで、その後も終了でよろしいですか。

そのほかには、ございませんか。

それでは、次回の教育委員会会議の日程について、よろしくをお願いします。

企画管理室長 平成17年6月定例会でございますけれども、6月は市議会がありまして、変則

となって大変恐縮ではございますけれども、6月3日の金曜日、午後2時から、こちら5階会議室で開催させていただいてよろしいでしょうか。

委員長 議会の関係でこういう日程になるそうですが、先生方、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 大丈夫ですか。

それでは、確認いたします。次回教育委員会会議、6月3日金曜日、午後2時から教育委員会5階会議室にて、開催をいたします。

閉 会

委員長 以上をもちまして、平成17年5月の定例教育委員会会議を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 5時45分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員